

## トップの本気宣言及びフォーラム開催業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本事業は、県内の働く場において、ジェンダーギャップを解消し、性別役割分担にとらわれず、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデル（※1）の社会・職場環境づくりを目的に、2つの業務を実施するものである。

1つ目は、県内企業・団体を対象に、ジェンダーギャップ解消に向け、各企業・団体のトップの本気宣言を表示するためのポスター作成ツール（テンプレート）を提供し、職場内での掲示を呼び掛けることで、ジェンダーギャップを生み出す要因の一つである企業風土や労働慣行の変革を促すものである。また、本気宣言参加企業を紹介する動画とweb記事を作成し、県内全体に取組の横展開を図る。

2つ目は、上記1を含め、ジェンダーギャップ解消に向けた取組の成果発表の場としてフォーラムを開催し、また、トップ層の意識啓発のための基調講演等を同時に実施することで、県内全体に取組の定着を図るものである。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものである。

### 2 業務名

トップの本気宣言及びフォーラム開催 業務委託

### 3 委託期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

### 4 委託業務の内容

#### （1）本気宣言業務

##### ① 趣旨

ジェンダーギャップを生み出す要因の一つとなっている企業風土や労働慣行の変革にむけて、これらの変革に「本気で取り組む」という企業トップの「本気宣言」を「見える化」し、実行へとつなげていくため、ポスター用のテンプレートの作成等を行う。

また、参加企業を動画とweb記事で紹介することで、取組の横展開を図る。

##### ② 事業実施にあたり作成するコンテンツ

###### ア) 「本気宣言」事業紹介ランディングページの作成

- ・当事業の趣旨を説明したランディングページを作成すること。
- ・ランディングページは、イ) のチラシや、県が所管するメルマガ、SNS等からの遷移が想定される。
- ・ランディングページのデータは、受託者が管理するサーバー内に置き、県からの要請や必要に応じて内容を更新すること。

※1 「令和モデル」とは、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿。【出典：令和5年版 男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）】

- ・ランディングページは委託契約終了まで閲覧可能な状態とすること。
- ・特定のブラウザに依存がなく、特に Chrome, Safari, Microsoft Edge, Firefox Android 等での閲覧を可能とするとともに、レスポンス Web デザインにより、PC・スマートフォン・タブレットの画面幅に合わせて表示を最適化すること。
- ・「三重県ウェブアクセシビリティ方針」に配慮し、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく使用することができるよう可能な限り対応すること。  
(参考) 三重県ウェブアクセシビリティ方針  
<https://www.pref.mie.lg.jp/KOH0/HP/guide/index.htm>

○ランディングページには以下の仕様を含むものとする。

- ・ポスター用のテンプレートを 3種類作成し、事業の趣旨への同意を確認のうえ、誰でもダウンロード可能とすること。
- ・ポスターのテンプレートは、各参加企業においてトップの写真とテキストを挿入すれば簡単に作成可能なように工夫すること。
- ・作成したポスター画像をアップロードする「応募フォーム」を作成すること。
- ・「応募フォーム」は、参加企業の連絡先や他に自社で行っている取組などの情報を入力できるようにすること。
- ・「応募フォーム」にて応募されたポスター画像と参加企業の情報のデータは、応募期間に終了後に県に納品すること。

#### イ) 参加企業募集用チラシ

- ・上記ア) のサイトの二次元コード等必要事項を記載した A4 サイズ (カラー) の参加企業募集用チラシを作成、1000 枚印刷のうえ、県に納品すること。

#### ウ) 参加企業のポスター紹介動画

- ・参加企業より応募されたポスター画像をつなげて動画を作成すること。
- ・参加企業の数によって、動画が長くなりすぎないように、動画を分割するなど、適宜県と協議しながら作成すること。
- ・ウェブページ、YouTube 等の動画共有サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式のもの、及びプレイヤーによる再生可能形式で作成すること。
- ・フル HD 以上の解像度の動画を作成すること。
- ・応募ポスター数の上限は原則 100 とする。
- ・動画には BGM、企業名・宣言内容の字幕を入れること。
- ・音楽素材やイラスト等に関しては、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。
- ・動画の主な閲覧ターゲットは若年層であることを意識して作成すること。
- ・令和 8 年 1 月から 2 月開催予定の (2) フォーラムまでに動画を完成させること。

#### **【納品する成果品】**

- ・ウェブアップロード用動画データ一式 (MP4 形式)
- ・動画データを保存した USB メモリ 1 個
- ・サムネイル画像

#### エ) インスタグラムのリール投稿用動画

- ・ウ) の動画及び、R6 年度に作成した本気宣言紹介動画 (約 5 分/県より動画データ提供) の 2 つの動画について、インスタグラムのリール投稿用のショート動画

をそれぞれ1つずつ作成する。

- ・動画にはBGMやテロップを入れること。
- ・音楽素材やイラスト等に関しては、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。
- ・動画の主な閲覧ターゲットは若年層であることを意識して作成すること。

#### 【納品する成果品】

- ・インスタグラム アップロード用動画データ一式

#### オ) 参加企業のポスター画像紹介 web 記事

- ・参加企業のポスター画像を掲載した web 記事を作成のうえ、電子データで県に納品すること。
  - ・応募ポスター数の上限は原則 100 とする。
  - ・web 記事には表紙・ポスター事業の紹介・裏表紙を含むこと。
  - ・受託者において文案等を考えること。
- ※納品後、県のホームページに県の職員が記事を掲載します。

#### ③ 実施にかかる留意点

- ア) 本業務のスケジュール（目安）は別紙1のとおりとする。
- イ) 本業務の実施にあたっては、県の担当者と適宜連絡をとり、受託者において進行管理を行うこと。
- ウ) 仕様書に記載のない事項については、その都度県と協議のうえ実施すること。

## (2) フォーラムの開催

### ① 趣旨

上記(1)で実施したポスター業務を含む、ジェンダーギャップ解消に向けた取組の成果発表の場として、フォーラムを開催する。

なお、フォーラムは、ジェンダーギャップ解消に関連する取組を行っている県庁内の他部署と合同で開催する。

※他部署と、本委託業務の受託者との分担、及び内容については別紙2参照

### ② 開催日時

令和8年1月～2月(予定) 2時間半～3時間程度

### ③ 開催場所

会場およびリアルタイムのオンライン配信による併用開催とする。

会場候補：ホテルグリーンパーク津 宴会場、プラザ洞津 宴会場

※なお、県と受託者で協議のうえ、上記と同程度の収容人数・設備を有する場所を会場とすることも可能とする。

### ④ 参加対象者

県内を中心とした事業所の経営者層や人事労務担当者を含む、働いている方全般、自治体職員、学生、メディア関係者等 100 人程度

## ⑤ 開催内容

- 第1部 ①【有識者によるジェンダーギャップ解消に関する講演等】  
第2部 ②【先進取組企業による事例発表】  
③②女性活躍推進に取り組む企業（1社）  
④短時間正社員制度モデル企業による成果共有（1、2社）  
第3部 ④【パネルトーク】（①～③の登壇者のほか数名程度）

※県庁内他部署との合同開催のため、本受託事業者においては第2部の②1社分にかかる手配を行うこと。

①、③、④の登壇者については県で負担する。詳細は別紙2参照。

## ⑥ 開催における留意点

- ア) 会場使用料は県で負担することとし、委託料に含めないものとする。  
なお、会場使用料に含まれるものは、会場に対して支払う下記の費用とする。  
【会場使用料に含まれるもの】（県で負担）  
会場及び控室、マイク、演台、吊看板、プロジェクタ、スクリーン等の  
会場に付属する備品の使用料  
※ただし、オンライン配信に必要な通信環境、機器等は受託者において準備し、費用も委託料に含めること。
- イ) 本番の1か月前までに会場を下見のうえ、通信環境や設備の確認を行うこと。なお、下見にかかる費用等は委託料に含めること。
- ウ) 開催にあたり、フォーラムの進行を行う司会を用意すること。
- エ) フォーラムを周知するためのA4サイズ（カラー）のチラシを作成し、1000枚印刷のうえ、データとともに県に納品すること。
- オ) 参加者募集のため、効果的な広報に努めること。
- カ) 希望に応じて託児サービス、手話通訳もしくは要約筆記を実施すること。
- キ) 参加者配布用のプログラム、アンケートを作成すること。
- ク) 仕様書で「県で負担する」旨の記載がある事項を除き、運営に係る経費は全て委託料に含めること。
- ケ) 仕様書に記載のない事項等についてはその都度県と協議のうえ実施すること。

## ⑦ 開催概要動画の作成

オンライン配信を録画したものを適宜編集のうえ、県に納品すること。

成果品：電子データ（MP4形式）

納品：別途三重県が定める期日にダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）へ納品することとする。

## ⑧ 事業概要冊子の作成

仕様：A4カラー（見開き） 1,000部以上

表紙、裏表紙＋6ページ程度の内容

掲載事項：フォーラムを含む、他事業（HAPPY☆CYCLEプロジェクト事業）の実施内容、成果、総括等

留意点：受託者において、必要に応じてフォーラムの写真撮影等を行い、受託者において文面案を作成することとする。

なお、他事業の内容については、適宜県から資料等を提供する。

成果品：紙媒体及び電子データ

納品：別途三重県が定める期日に本課へ納品することとする。

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容を踏まえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度三重県と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

## 6 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) 個人情報責任体制等報告書
- (4) その他、三重県が必要とする書類

## 7 納品する成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

## 8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力

- 団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。